

「岡山県図書館協会創立70周年記念後援事業」実施要領

1 目的

令和3年に岡山県図書館協会（以下「協会」という。）が創立70周年を迎えることから、館種を超えた連携のもと県内のあらゆる図書館の発展及び会員の資質向上を図り、また、読書活動を通して県民の教養・文化の向上に寄与する協会の活動を図書館関係者及び県民にPRするため、「岡山県図書館協会創立70周年記念事業（以下「記念事業」という。）」を実施します。

については、この趣旨に賛同し、共に気運を盛り上げるため開催される事業等に、「岡山県図書館協会創立70周年記念後援事業」の名義を使用する場合について取扱いを定めます。

2 対象事業

- (1) 開催時期 令和2年8月21日から令和4年3月31日までの間
- (2) 開催場所 岡山県内
- (3) 主催者 協会会員、県、市町村、グループ等（団体、個人を問わない）
- (4) 要件 協会が定めた承認基準を満たしたものの

3 承認基準

- (1) 記念事業の趣旨に賛同し実施される協会施設会員が実施する行事等の事業とします。
- (2) (1)に該当しない事業であっても、次のいずれかの要件を満たすものは対象とします。
 - ① 記念事業の開催趣旨に賛同し、協会個人会員が実施・参画する事業
 - ② 記念事業の開催趣旨に賛同し、県又は市町村等の後援を得ている、又は得る見込みのある事業
 - ③ 記念事業の趣旨を県民に広く周知するために、特に効果的であると協会が認めた事業
- (3) (1)・(2)ともに事業の内容が、次の各号に合うものとします。
 - ① 事業が一般の人に公開されるもの
 - ② 営利を主たる目的としないもの
 - ③ 政治的、宗教的目的を有しないもの
 - ④ 暴力団との関係が認められないもの
 - ⑤ 事業の実施に当たっては、事故防止対策、公衆衛生対策などに十分な措置が講ぜられているもの

4 申請手続

主催者は、当該事業が実施される期日の遅くとも1ヵ月前までに「岡山県図書

館協会創立70周年記念後援事業」の名義の使用承認申請書（様式第1号）を協会事務局へ提出してください。

5 承認

- (1) 協会が後援事業として承認した場合は、主催者に対して承認した旨を、申請した日から2週間以内に文書（様式第2号）で通知し、ホームページに事業名等を掲載するなどの広報を行います。
- (2) ポスター、パンフレット、チラシ等に「岡山県図書館協会創立70周年記念後援事業」である旨の記述に努めてください。
- (3) 承認基準に反する事項があると協会が認めたときは、承認を取り消す場合があります。

6 その他

- (1) 日程や内容を変更する場合は、速やかに連絡してください。
- (2) 事業に要する経費は、すべて主催者の負担とします。
- (3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者の責任で処理してください。
- (4) 事故等が発生した場合は、主催者の責任で解決することとします。
- (5) ホームページ上において、リンクできない場合があります。（リンク先が本事業に関係ない場合等）

7 申請書提出先

岡山県図書館協会事務局（岡山県立図書館内）

〒700-0823 岡山市北区丸の内2-6-30

電話：（086）224-1286 FAX：（086）224-1208

メール：kento01@pref.okayama.lg.jp